

告示第 52 号

太子町自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付要綱（令和 7 年告示第 118 号）の一部を次のように改正し、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 3 月 30 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

第 1 条中「地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）」の次に「、申請年度の兵庫県環境部補助金交付要綱」を加える。